

# 利用者負担

# 利用者負担

## 現行制度 ①

- 障害者自立支援法においては、費用を広く国民全体で分かちあう観点から、
  - (1) 障害福祉サービス、
  - (2) 自立支援医療、
  - (3) 補装具の各サービスに係る費用の9割以上を公費(自立支援医療については、保険を含む)で負担する一方、利用者にも、所得に応じて最大でも1割までの負担をお願いしている。

### (1) 障害福祉サービスの利用者負担の概要

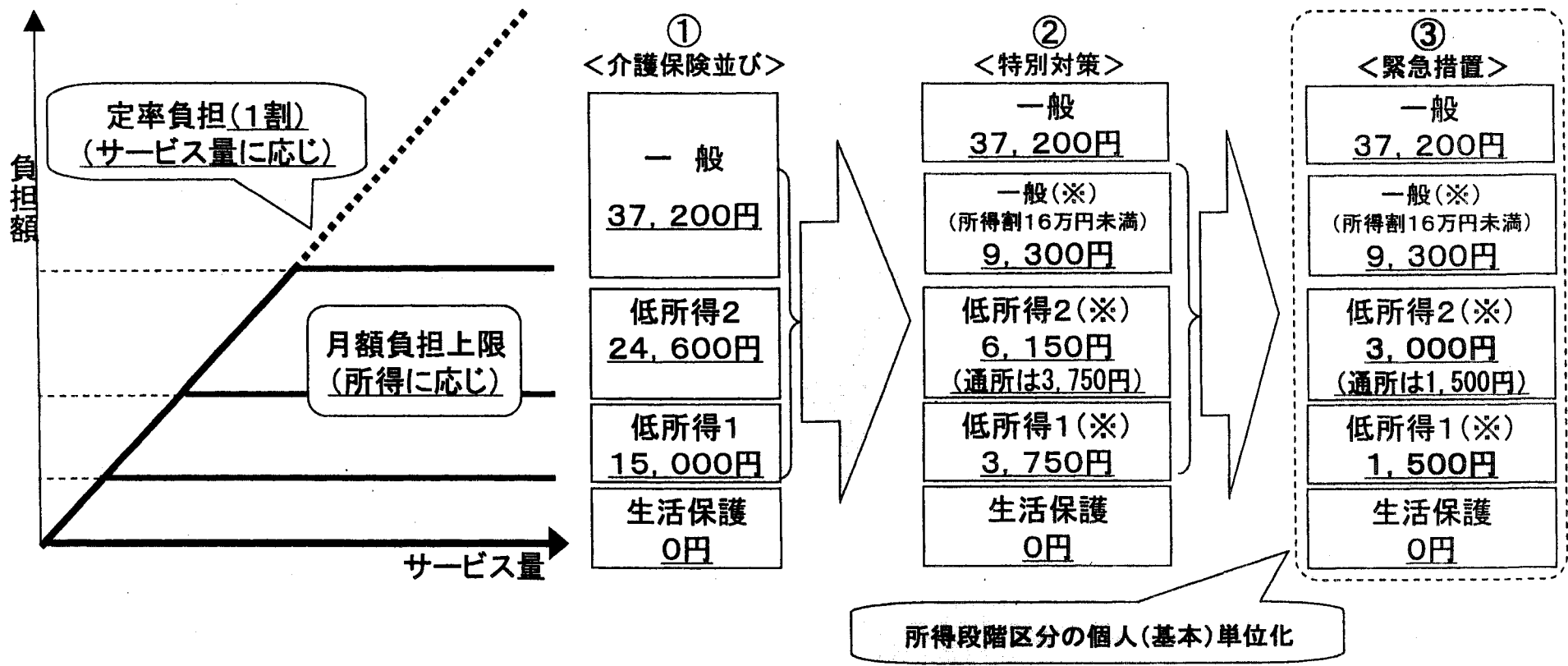
- 障害福祉サービスについては、サービスの利用量に応じて最大でも1割を利用者に負担いただく仕組みとしている。
  - 利用料の負担が過重にならないよう、所得に応じた負担上限額を設定している。
  - また、障害児及び通所・在宅サービスを利用する障害者については、この上限額を2度にわたり軽減している。  
(平成19年4月から特別対策を実施。平成20年7月から緊急措置を実施。)
- ※ 入所サービス利用者については別途負担軽減措置を実施。(P.6 図中②)

# 所得段階に応じた負担限度額の設定

(居宅・通所サービスの場合)

障害者

- ① 定率負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)
- ② 平成19年4月からの「特別対策」による負担軽減(①の限度額を1/4に軽減。平成20年度まで。)
- ③ 平成20年7月からの緊急措置(②の限度額を更に軽減。)

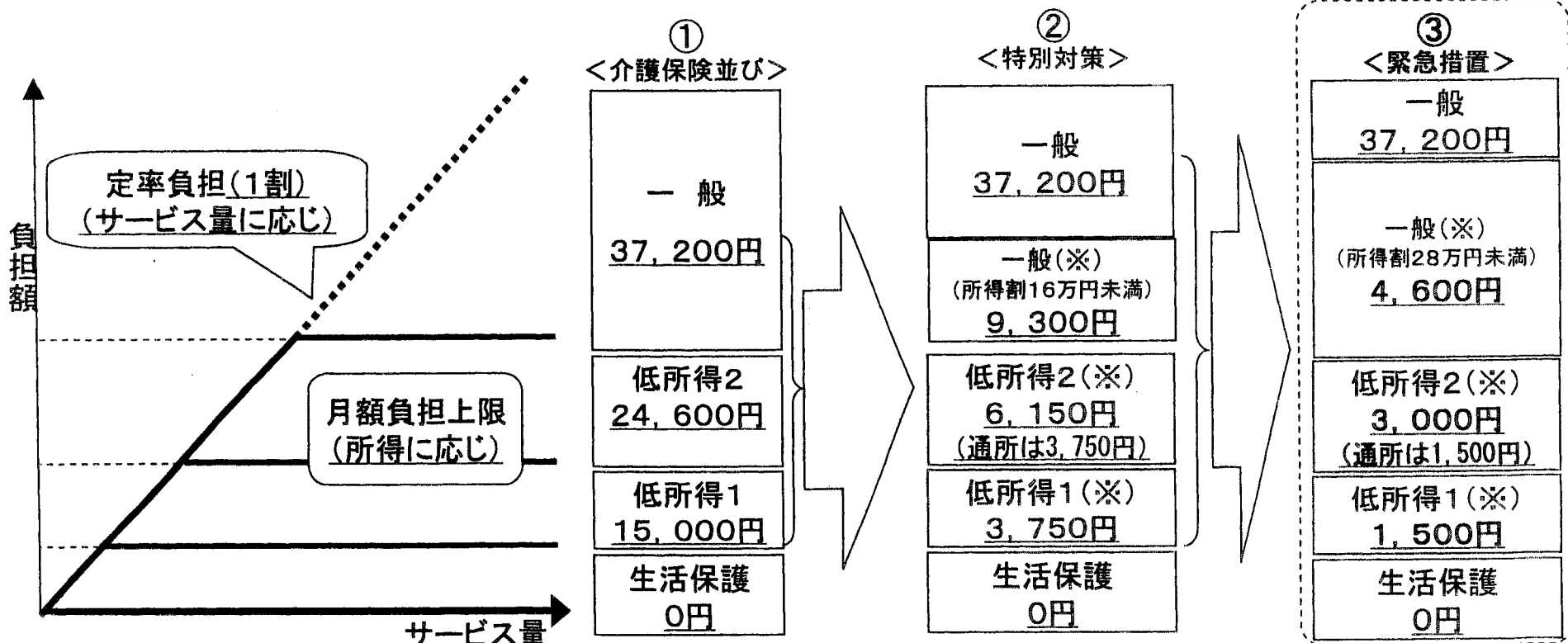


- (1) 一般:市町村民税課税世帯
  - (2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)
  - (3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、利用者本人の年収が80万円以下の方
  - (4) 生活保護:生活保護世帯
- (※)資産要件有り

# 所得段階に応じた負担限度額の設定 (居宅・通所サービスの場合)

障害児

- ① 定率負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)
- ② 平成19年4月からの「特別対策」による負担軽減(①の限度額を1/4に軽減。平成20年度まで。)
- ③ 平成20年7月からの緊急措置(対象世帯の拡大とともに②の限度額を更に軽減。)



- (1) 一般: 市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2: 市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1: 市町村民税非課税世帯であって、障害児の保護者の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護: 生活保護世帯

(※)資産要件有り

## 現行制度 ②

- サービス利用者に対し、利用するサービスに応じて、きめ細かく軽減措置を行っている。
  - ① 原則の一割負担に対する負担上限額の設定。(所得が低いほど、低い上限額を設定)
  - ② 施設入所者(20歳以上)、グループホーム等の利用者については、利用者個々人の収入に応じた個別減免を実施【個別減免】。
  - ③、④ 施設入所者(20歳未満)、通所・在宅サービス利用者については、負担上限額を更に減額【負担上限月額の軽減(特別対策、緊急措置)】。
  - ⑤ 利用者負担を支払うことにより、生活保護受給者となる場合には、生活保護に該当しなくなるまで、自己負担額を引き下げ【境界層減免】。
  - ⑥ 同じ世帯に他にも障害福祉サービスを受けている者がいる場合や、障害福祉サービス利用者が介護保険のサービスを併せて受けている場合、各サービスの負担の合算額が、基準額を超えないように自己負担額を軽減(基準額を超えた部分につき給付費を給付。)【高額障害福祉サービス費】。

### 現行制度 ③

- 食費・光熱水費等の実費については、全額自己負担を原則としているが、軽減措置を行っている。
- ⑦ 20歳以上の施設入所者については、サービスの利用者負担と食費等の実費負担を負担しても、手許に少なくとも2.5万円が残るように公費を給付【補足給付】。
- ⑧ 子育て支援の観点から、障害児支援に係る負担が重くならないよう、保護者の収入に応じて、食費等の実費負担額を軽減【補足給付】。
- ⑨ 通所サービスを利用する低所得者については、食費の額を食材料費相当額のみ減額【食事提供体制加算】。

# 障害福祉サービスの利用者負担全体図(緊急措置後)

施設に入所している  
場合(20歳以上)

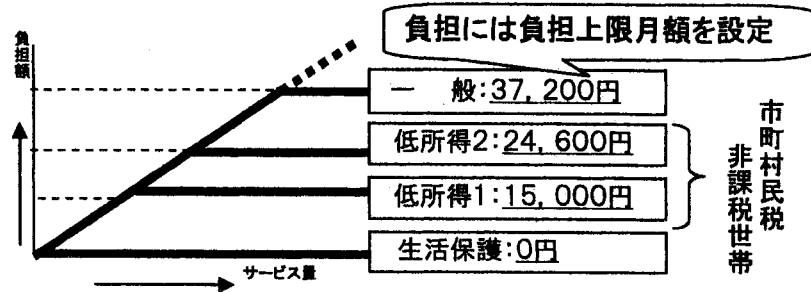
グループホーム等を  
利用している場合

施設に入所している  
場合(20歳未満)

通所サービスを  
使う場合

ホームヘルプサー  
ビス等を使う場合

① 原則は1割負担であるが、利用者の負担が増え過ぎないように、上限額を設定するとともに、所得の低い方にはより低い上限を設定。



☆所得を判断する「世帯」の範囲について平成20年7月以降、本人と配偶者の収入と改正。

- 一般・・・市町村民税課税世帯
- 低所得2・・・市町村民税非課税世帯
- 低所得1・・・市町村民税非課税世帯で障害者の収入が年収80万円(障害基礎年金2級相当額)以下の方

さらに

② 収入に応じて個別に減免(資産が500万円以下の方)

- ・収入が6.6万円までなら負担は0円。
- ・収入が6.6万円を超えても、超えた収入の半分を上限額とする。
- ・さらに、グループホーム等の入居者については、6.6万円を超えた収入が年金や工賃等の収入であれば、超えた分の15%を上限額とする。
- ※工賃について一定の控除有り。(年間28.8万円程度)

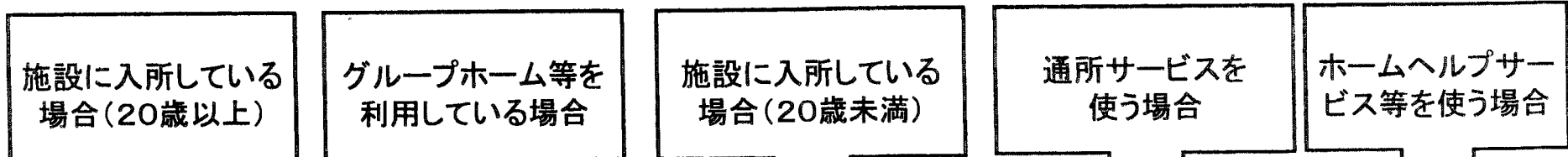
③ 所得区分に応じて、①の上限額を4分の1に減額(資産が、単身の場合500万円、配偶者同居の場合は1,000万円以下の方)。

- ・低所得1: 15,000円→3,500円
- ・低所得2: 24,600円→6,000円
- ・一般(所得割28万円未満世帯): 37,200円→9,300円

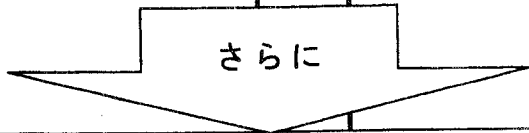
さらに

④ 所得区分に応じて、①の上限額を4分の1のさらに半分程度に減額。(資産が、単身の場合500万円、配偶者同居の場合は1,000万円以下の方)。

- ・低所得1: 15,000円→1,500円
- ・低所得2: 24,600円→3,000円  
(通所サービスのみを利用する場合24,600円→1,500円)
- ・一般(所得割16万円※未満世帯(年間収入600万円程度)): 37,200円→9,300円
- ※障害児の場合: 所得割28万円未満世帯(年間収入890万円程度): 37,200円→4,600円



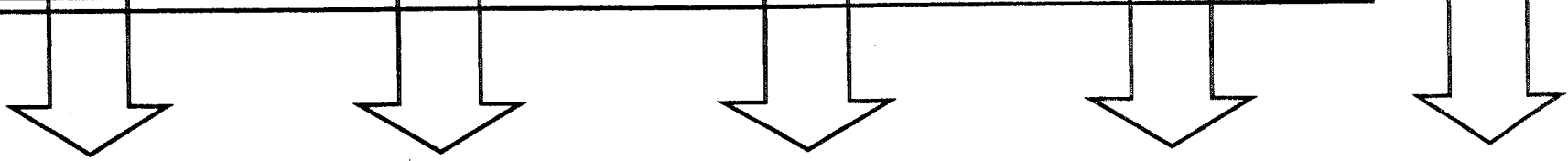
⑤ さらに、利用者負担を行うことにより生活保護世帯に該当する場合は、生活保護に該当しなくなるまで負担額を引き下げ。



⑥ 同じ世帯で他にも障害福祉サービスを受けている方、介護保険のサービスを併せて受けている方がいれば、その合算額が①を超えないよう負担額を軽減。

**食費・光熱水費の負担**  
(実費全額の自己負担を原則とするが、各種の軽減措置を実施。)

<p>⑦ サービスの利用者負担と食費等実費負担をしても、少なくとも2.5万円が手元に残るよう、実費負担額を軽減。 ※工賃について一定の控除有り。(年間28.8万円程度)</p>	<p>※ 通所サービスを利用した場合は、⑨の減額措置を適用。</p>	<p>⑧保護者の方の収入に応じ、子育て支援の観点から、負担が重くならないよう、実費負担額を軽減。</p>	<p>⑨世帯の所得が一定以下の場合には、食費負担額を約3分の1に減額(月22日利用の場合約5,100円の負担)。</p>
--	------------------------------------	--	--



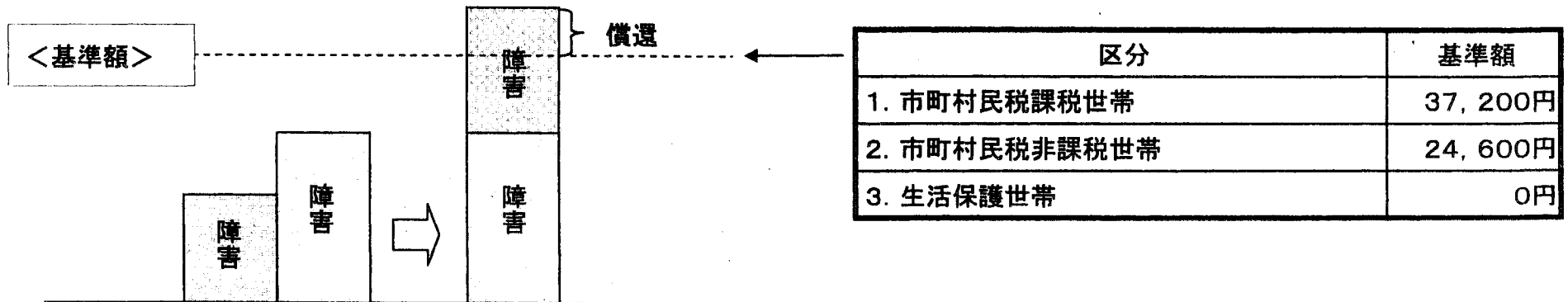


# 高額障害福祉サービス費について

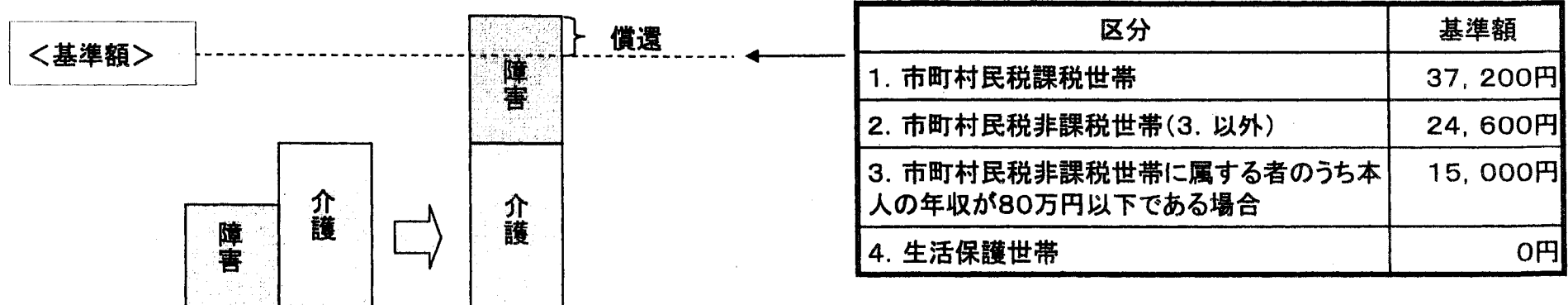
○「高額障害福祉サービス費」は、次の各サービスの利用者負担額を合算した額が基準額を超える場合に、基準額を超える額を償還して給付する制度。合算対象となる費用は、以下の3種類とされている。

- ①同一世帯の他の者が利用する障害福祉サービスに係る費用、
- ②障害福祉サービス利用者本人が利用する介護保険法上のサービスに係る費用、
- ③同一世帯の児童が利用する児童福祉法に基づく障害児支援に係るサービスに係る費用

<例1:同一世帯に障害福祉サービスを利用する障害者が複数人いる場合>



<例2:同一人が障害福祉と介護保険のサービスを利用している場合>



## 現行制度 ④

### (支援費制度との比較)

- 支援費制度における利用者負担の考え方は、サービス利用の多寡にかかわらず、サービス利用者及びその扶養義務者の所得に応じて月の負担額を設定。(応能負担)
  - 障害者自立支援法における利用者負担は、サービスの利用量に応じた負担を原則としつつ、所得に応じた負担上限額を設定。  
(定率負担を原則としつつ、応能負担の考え方を取り込んだ仕組み)
- 所得に応じた負担上限額を設定し、その上で負担上限額の減額措置を2度にわたり講じたことにより、緊急措置後のサービス利用者の負担率は平均3%となっている。

注:「負担率」とは事業費(食費・光熱水費等の実費負担分を除く)に占める利用者負担の割合をいう。

### 【緊急措置後(平成20年7月～)の負担率(平成20年度予算上の値を満年度化)】

	居宅サービス	通所サービス	入所サービス	全体
負担率	約2%	約1%	約5%	約3%

### 【緊急措置実施前後の負担率の推移(実績値)※】

4.24% → 2.86%  
(緊急措置前:平成20年6月) (緊急措置後:平成20年7月)

※ 各都道府県国民健康保険団体連合会において、「障害者自立支援給付支払い等システム」より平成20年6月、7月サービス提供分についてデータを抽出し、厚生労働省において集計したものの速報値であり、償還払いに関するデータ等は含まれていない。また、利用者負担額には、食費・光熱水費等の実費負担額は含まれていない。

## 現行制度 ⑤

### (2) 自立支援医療の利用者負担の概要

- ① 自立支援医療は、医療保険制度における自己負担について、最大でも一割になるよう軽減措置を行うもの。
- ② 原則の一割負担に対する負担上限額の設定。(所得が低い者についてはより低い上限額を設定)
- ③ 費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者(いわゆる「重度かつ継続」※)に対しては、更に低い負担上限月額を設定している。

#### <「重度かつ継続」※の範囲>

・疾病等から対象になる者

精神通院医療: i 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)

ii 3年以上の精神医療の経験を有する医師により、以下の病状を示す精神障害のため計画的・集中的な通院医療(状態の維持、悪化予防のための医療を含む。)を継続的に要すると診断された者として、認定を受けた者

更生・育成医療: 腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害

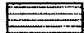

・疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

精神・更生・育成: 医療保険の多数該当の者(多数該当とは、過去12ヶ月以内に4回以上高額療養費の支給があった者)

・ いわゆる「重度かつ継続」に該当し、一定所得以上(市町村民税の所得割額が23万5千円以上)の方について負担上限月額を2万円とする経過措置がある。

- ④ 育成医療を受診し、中間所得者層(市町村民税課税世帯であり市町村民税の所得割が23万5千円未満)に該当する者についても以下の経過措置がある。
  - i 市町村民税の所得割額が3万3千円未満の者の負担上限月額を1万円とする。
  - ii 市町村民税の所得割額が3万3千円以上23万5千円未満の者の負担上限月額を4万2百円とする。


# 自立支援医療の対象者、自己負担の概要

1. 対象者：従来の更生医療、育成医療、精神通院医療の対象者であって一定所得未満の者(対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり)
2. 給付水準：自己負担については1割負担( 、 部分)。ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。  
また、入院時の食費(標準負担額)については自己負担。

	一定所得以下		中間所得層		一定所得以上	
	生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入≤80万	市町村民税非課税 本人収入>80万	市町村民税<3万3千 (所得割)	3万3千≤市町村民税<23万5千 (所得割)	(23万5千≤市町村民税(所得割))
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限額 2,500円		低所得2 負担上限額 5,000円		中間所得層 負担上限額：医療保険の自己負担限度額	一定所得以上 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額を適用)
					育成医療の経過措置 負担上限額 6,000円	負担上限額 40,200円
			重 度 かつ 継 続(※) 中間所得層1 負担上限額 5,000円		中間所得層2 負担上限額 10,000円	一定所得以上(経過措置) 負担上限額 20,000円

※ 「重度かつ継続」の範囲

- ・ 疾病、症状等から対象となる者
  - 精神・・・①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)
  - ②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
- ・ 更生・育成・・・腎臓機能・小腸機能・免疫機能障害
- ・ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
  - 精神・更生・育成・・・医療保険の多数該当の者(過去12ヶ月以内に4回以上高額療養費の支給があった者)

( : 経過措置の範囲)